

更新手続きの流れについて

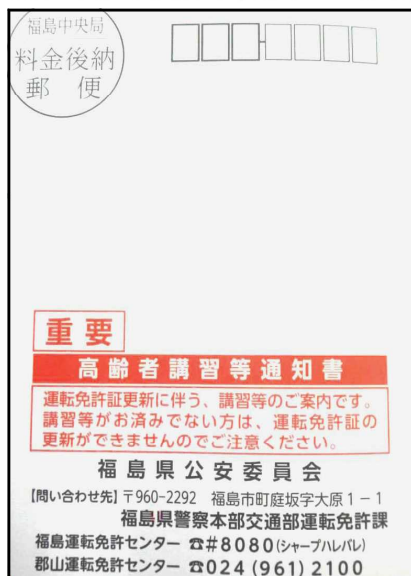
更新手続きの流れ

- ・ 運転免許証の有効期間満了日に年齢が70歳以上になる方は、運転免許証の更新手続き前に「高齢者講習」を受講(75歳以上になる方は併せて認知機能検査、一部対象となる方は運転技能検査も受検)しなければなりません。
- ・ 誕生日の5か月前(有効期間満了日の6か月前)から受講(受検)できますので、

高齢者講習等通知書（ピンクのハガキ）

が届きましたら、自動車教習所等に直接電話等で予約してください。

高齢者講習等通知書（ピンクのハガキ）

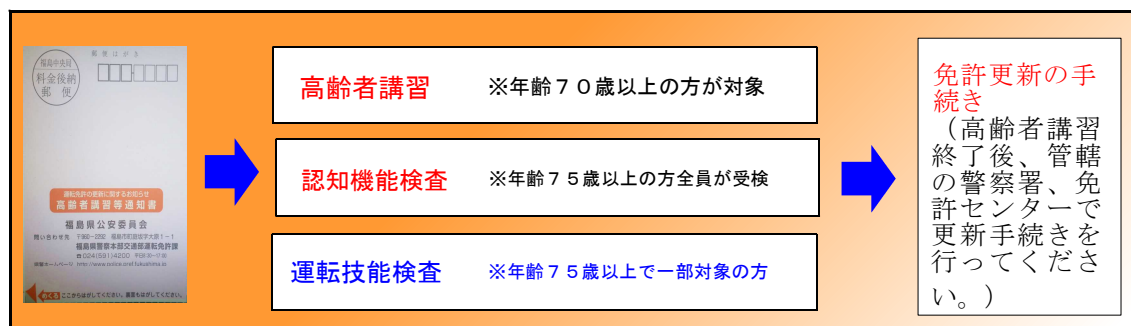


①このピンクのハガキが届いたら

②ハガキの裏の自動車学校等一覧表を参考に予約の電話を入れてください。

[illegible]

- ・ ハガキが届いた後の更新手続きの流れ



高齢者の方の免許更新は4つの手続き（認知機能検査、高齢者講習、運転技能検査、更新手続き）が必要となりますので、早めの予約が大切になります。

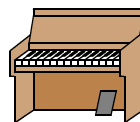
75歳未満の方は認知機能検査・運転技能検査の受検は必要ありません。

75歳以上の方の更新の流れです。

認知機能検査の受検です。(75歳以上の方が対象です。75歳未満の方は認知機能検査の受検は必要ありません。)

- 自動車教習所等への予約が完了すれば、認知機能検査の受検となります。
認知機能検査は、検査員の説明を受けながら、検査用紙に受検者が記入して行います。次の2つの項目で、記憶力や判断力を検査・判定するものです。

【手がかり再生】(32点満点)



- 16枚のイラストが提示され、「これは〇〇です。」と順次説明したうえで「この中に〇〇があります。それは何ですか？」と回答を確認し、全てのイラストの記憶を促します。
- 別の検査(介入課題)を行います。
- 介入課題終了後に①で記憶したイラストをヒントなしで回答します。
- 上記①で記憶したイラストをヒントありで回答します。(ヒントの例:「戦いの武器」、「楽器」、「体の一部」など)

【時間の見当識】(15点満点)

認知機能検査受検当日の年月日と曜日、時間を回答するものです。

【採点結果に応じて下記の判定が行われます。】

総合点	結果の判定
36点未満	認知症のおそれあり
36点以上	認知症のおそれなし

$$(\text{総合点}) = 1.336 \times A + 2.499 \times B$$

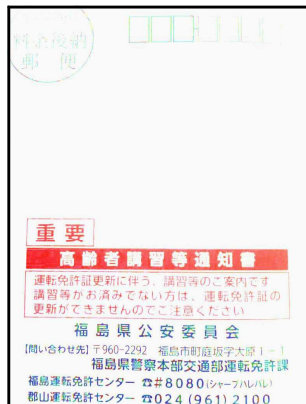
〔 A : 時間の見当識の点数 (15点満点)
B : 手がかり再生の点数 (32点満点) 〕

※ 70歳以上75歳未満の方は、高齢者講習からです。(認知機能検査の受検は必要ありません。)

※ 認知機能検査対象の方で有効期限の満了日が2022年(令和4年)11月12日(土)以降の方で、一定の基準を満たす診断書等を事前に提出することにより、認知機能検査が免除になる場合があります。【問い合わせ先】福島免許センター(＃8080)

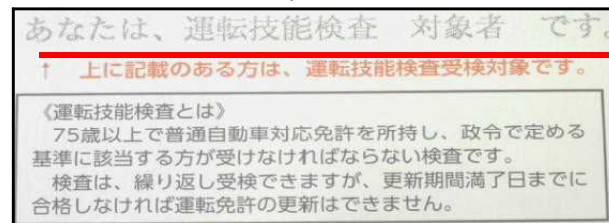
運転技能検査の受検です。(75歳以上の方で、過去3年間に一定の違反歴がある方が対象です。)

高齢者講習等通知書 (ピンクのハガキ)



ハガキを開いて「あなたは、運転技能検査対象者です。」と記載がある方は運転技能検査の対象になります。

※ 記載がない方は対象外です。



【対象者】

過去3年間に一定の違反の経歴がある方は、運転技能検査を受検し、更新期限終了まで検査に合格しないと運転免許が更新できません。

不合格の際は再受検が可能です。

- ※ 1 普通自動車対応免許の保有者のみが対象 (大特・二輪車・原付・小特のみの保有者は対象外)
- ※ 2 受検期間は更新期間満了前6月以内 (認知機能検査・高齢者講習と同じ)
- ※ 3 一定の違反とは、信号無視、速度超過等11種類の違反が定められています。

【検査の内容】

検査項目

- ① 指示速度による走行
- ② 一時停止
- ③ 右左折
- ④ 信号通過
- ⑤ 段差乗り上げ

1人当たり概ね20分程度



不合格基準

検査項目により、100点満点から減点方式により採点

- 第一種免許:70点未満の成績の場合
- 第二種免許:80点未満の成績の場合

※70歳以上75歳未満の方は、高齢者講習からです。(運転技能検査の受検は必要ありません。)

高齢者講習についてです。(70歳以上の方全員が対象になります。)

自動車教習所等に予約を入れ、高齢者講習を受講することになります。(講習時間は2時間です。)



講義、適性検査、実車指導等が終了すると、「高齢者講習終了証明書」が交付され、一連の検査・講習は終了です。次はいよいよ更新手続きです。

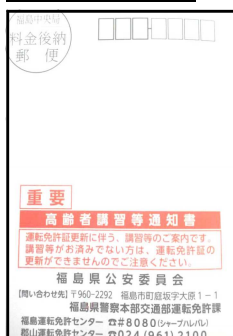
最後は、運転免許の更新手続きです。

最後は、運転免許の更新手続きです。更新手続き期間(誕生日前後1か月の間)になりましたら、運転免許証、高齢者講習終了証明書等を持参して、お住まいを管轄する警察署・分庁舎(ただし、福島署、福島北署、郡山署、郡山北署では更新手続き業務は行っていません。)又は福島・郡山運転免許センターで更新してください。

まとめ

70歳以上の方の運転免許の更新手続きについて説明しました。運転免許証の有効期間満了日に年齢が70歳以上になる方は、更新手続き前に高齢者講習を受講しなければなりませんし、75歳以上になる方は併せて認知機能検査、一部の対象の方は運転技能検査も受検しなければなりません。

高齢者の方の免許更新は、ある程度の期間を要しますので、**早めの予約が大切となります。**



高齢者講習等通知書(ピンクのハガキ)が届いた方は、自動車学校などへ早めの申し込みをお願いします。

★認知機能検査は、福島・郡山運転免許センターでも予約制で行っています。検査を希望される方は、お気軽にご相談ください。

お問い合わせ ●福島運転免許センター  (#8080)

ご不明な点は、福島運転免許センターまでお問い合わせください。